

こどもが補装具を利用するご家庭の皆様へ

★ 令和6年4月1日に、こどもの補装具費支給制度の所得制限を撤廃します。

- 具体的には、障害児に係る補装具費支給制度において、以下のとおり変更されます。

【従前】

障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合
(※) には補装具費の支給対象外となり、全額自己負担

【令和6年4月1日以降】

障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合
(※) も含め、すべての障害児について補装具費の支給対象となり、利用者負担は原則1割

(※) 市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

- なお、利用者負担は、原則1割としつつ、世帯の所得に応じ以下の負担上限月額となっています。

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得者	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

<イメージ：収入額は、父母子1人のケース>

